



2023年7月20日東京高裁第一回期日の傍聴に集まった原告団
@東京高等裁判所前(霞が関)

次回第二回期日は原告の岩澤由美子さんの意見陳述が予定されています。傍聴席を満席にしましょう！

二〇二三年一月、一審の不当判決を受けて控訴した横須賀石炭火力訴訟。梅雨も明けぬまま気温が三十度を上回る暑さとなった七月二十日、東京高等裁判所の第一回口頭弁論期日が行われました。約七十名ほどの原告や市民が傍聴に集まり、3人の弁護団が原判決の問題を追及する内容に耳を傾けました。

東京高裁はじまる
10月20日は傍聴へ行こう

高裁での裁判を満席にしよう！

東京高裁第2回期日&報告会

日程：2023年10月20日(金) 10:30～

場所：東京高等裁判所101号法廷

＜終了後報告会＞ 予定時刻：12:30

場所：航空会館B101

内容：

1. 全体報告

小島延夫 弁護団長

2. トークセッション

永井久楽太 弁護士

岩澤由美子さん 原告

3. 質疑応答



裁判文書

判決や控訴等にかかわる原告・被告の書面は、個人情報や著作権に関わる資料以外はすべてWEBで公開しています。

<http://yokosukaclimatecase.jp/>

目次

次の裁判予定	1
第一回期日報告	2
問題提起	3
イベント情報	4
活動報告	4



【東京高裁第一回期日報告】一審判決の問題を指摘 ①気候危機と追加的排出の問題 ②調査・検討の欠落

東京高等裁判所での第一回口頭弁論期日。半田虎生弁護士から気候変動の影響と横須賀火力発電所が稼働した場合のCO2の追加的排出がもたらす問題について、小島延夫弁護団長からは環境アセスメントが簡略化されたことで調査検討がなされなかった問題について、千葉恒久弁護士からは環境アセスの合理化ガイドラインの要件を本計画が満たしていない問題について、あらためて主張し、一審判決の問題を指摘しました。

半田虎生弁護士

地球温暖化の危機と原審における事実摘示・事実認定の欠落

半田弁護士は、豪雨洪水の被害、豪雨に伴う土砂災害、現状の気候危機による様々な被害の実態を伝えるとともに、今後起こる気候変動のリスクについて解説。横須賀火力からの年間726万トンもの追加的な排出がもたらす甚大なリスクを強調しました。

そして、新設稼働に伴うCO2排出が地球温暖化と気象災害等による控訴人らの被害を助長すること、国が確定通知を取り消すことが控訴人らの生命健康財産への被害のおそれを低減する手段であること、原審は控訴人らの被侵害利益を基礎づける科学的知見、客観的事実を踏まえずに、控訴人らの救済の途を閉ざしたことを指摘しました。



撮影：鈴木陸郎

2021年7月3日の記録的豪雨で原告の自宅付近の山で土砂崩れが発生。崩れた部分の土がむき出しになった様子。

小島延夫弁護士

PM2.5の調査、予測、評価の欠落

温排水の魚介類、漁業に及ぼす影響に関する調査予測の欠如

原審は、PM2.5について「予測及び評価の手法が確立されていないから、経済産業大臣が事業者に対してPM2.5に係る環境影響評価の実施を求めることは、不可能ないし著しい困難を強いるものである」として、調査、予測、評価がされなかったことについて、瑕疵はないとしました。

これに対して、小島弁護士は、「排出源において一次粒子の排出の増減を調査することは可能であり、電気集塵機などの環境保全措置において、一次粒子をどの程度削減できるかを明らかにすることも可能」とし、「現在、PM2.5による深刻かつ重大な健康影響が明らかになっている中、その調査も予測も評価もまったくしないまま、また、対策も取らないまま、漫然とその排出をすることは許されない」と主張しました。

また、温排水による漁業関係の影響調査も行われなかったことに対する問題も指摘しました。本件環境アセスでは、本件新設発電所の温排水が南側の海域の海水温を上昇させると予測しているとし、原告の小松原さんが行うサヨリ網漁等への影響を調査予測すべきであった点を追求しました。

サヨリは、磯の海藻に付着した虫を食べるために遊泳しており、磯焼けして海藻がなければ虫もいなくなり、結果的にサヨリがいなくなる影響が予想されます。しかし環境アセスでは、同地域でどのような漁業が営まれているのかの実態調査もせず、サヨリ網漁などがどのような影響を受けるのか調査も予測もしていません。事業者は「発電所アセスの手引きに基づいた調査をするとしながら、基づいた調査を行っていないことを指摘しました。



③ アセス簡略化の要件(現在と将来)

千葉恒久弁護士 アセス簡略化の問題

千葉弁護士はアセス簡略化の要件について追及しました。「合理化ガイドライン」では、リプレース後に、「発電所からの温室効果ガス排出量、大気汚染物質排出量等の低減が図られる（もしくは現状非悪化）」を要件としています。

しかし、事業者が「現状」としたのは、旧施設の稼働率が最大時の「71.3%」としており、千葉弁護士がこれまでの資料読み解くと、それが昭和45年（1970年）までさかのぼることがわかりました。

50年以上も前の状態を「現状」としてガイドラインを適合しアセスを簡略化するのは不当であることを主張しています。

「(仮称)横須賀火力発電所新1・2号機建設計画 環境影響評価書」より

第 10.2-4 表 リプレース前後の排出濃度及び排出量の比較

項 目			既設稼働時（現状） （リプレース前）	新設稼働時（将来） （リプレース後）
排出濃度		硫黄酸化物（ppm）	3～4号機：90 5～8号機：84 2号ガスタービン：29	14
		窒素酸化物（ppm）	3～5号機：95 6～7号機：100 8号機：20 2号ガスタービン：15	15
		ばいじん（mg/m ³ ）	3～8号機：20 2号ガスタービン：5	5
排出量	1時間値	硫黄酸化物（m ³ /h）	494.2	58
		窒素酸化物（m ³ /h）	482.7	66
		ばいじん（kg/h）	147	22
	年間値	硫黄酸化物（t/年）	約 4,142	約 617
		窒素酸化物（t/年）	約 5,942	約 1,009
		ばいじん（t/年）	約 877	約 164

注：1. 排出濃度、排出量は定格運転時の値である。

2. 既設稼働時（現状）の年間の排出量は、「合理化GL」の15頁に示されている「適切な設備利用率」の設定にあたって考慮すべき事項1～4のうち、1～3はいずれも該当しないため、4を採用した。なお、4の「過去の当該発電所の最大設備稼働率」については、横須賀火力発電所における既設発電設備利用率の年平均値が最大であった71.3%とした。

<「合理化GL」抜粋>

- 過去に環境影響評価を実施している発電所については、環境影響評価で評価した年間排出量（設備利用率）とする。
- 地元自治体との協定等により年間排出量の上限を規定している発電所については、その設定根拠を把握のうえ、協定値とする。
- 需給バランスや燃料価格等から明らかに低稼働率となっている発電所については、設備能力等の計画稼働率で評価する。
- 上記以外については、過去の当該発電所の最大設備利用率から年間排出量を算出する等の手段により個別発電所ごとの事業者が設定し、その設定根拠を明らかに示すこととする。

* 硫黄酸化物の年間値は後日修正された（既設稼働時、新設稼働時とも2倍の排出量に修正。表は修正前のもの。）

【報告】米国・若者たちの気候訴訟で原告勝訴の画期的判決 モンタナ州の石炭政策は子どもたちの憲法上の権利を侵害！

8月14日、米国モンタナ州で16人の若者が原告となった「ヘルド対モンタナ州」訴訟で、モンタナ州裁判所が若者原告を全面的に支持する判決を下しました。判決が画期的だったポイントは次のとおりです。

- ① モンタナ州からの排出量は若者原告らへの気候変動の危害と被害を引き起こす重大な要因であると認定し、16人の原告らの原告適格を認めたこと。
- ② モンタナ州からの排出量の気候変動への寄与は少ないとの被告らの主張に対し、CO2排出量が1トン増えるごとに原告らの被害は悪化し、取り返しのつかない気候被害を固定化するおそれがあると指摘。科学に基づいた行動がとられなければ、原告らの被害はますます深刻なものになり、回復不能になると断じたこと。

③ 原告らは、環境の生命維持システムの一部としての気候や平等の権利を含む、清浄で健康的な環境に対するモンタナ州憲法上の基本的権利を有していると認めたこと。

④ モンタナ州の気候変動政策法（MEPA）が2011年に改正され州政府が調査、予測をすることなく化石

裁判所に向かう若者原告たち



Youth v. GovのWEBサイトより

燃料インフラの構築・利用を許可してきた結果、人為的な気候変動を引き起こし、悪化させ続けていると認め、2011年改正MEPAが若者原告らの権利を侵害するものであり、違憲と断じたこと。

横須賀石炭火力訴訟の高裁の判決でも、こうした判決を期待したいものです。



発行: 横須賀石炭火力発電所訴訟原告団事務局 原告団長: 鈴木陸郎
連絡先: 〒239-0843 横須賀市津久井5-17-6 TEL: 046-847-3253
Email: nocoal.tokyobay@gmail.com
WEBサイト: <http://yokosukaclimatecase.jp>

【イベント】電力事業者の広告と“グリーンウォッシング”検証

★消費者目線で“気候グリーンウォッシュ”広告を問う★

第2回 電力事業者の広告と“グリーンウォッシング”検証

温室効果ガスの大幅な削減を実現するには、発電部門における早期の取り組みが不可欠。近年、よく見られる「ゼロエミッション火力」や「燃やしてもCO2が出ない火」といった文言の広告は、消費者や社会をミスリードするものではないでしょうか。具体的な例をもとに考えていきます。

日時: 2023年10月5日(木) 14:00-16:00

開催: ZOOM

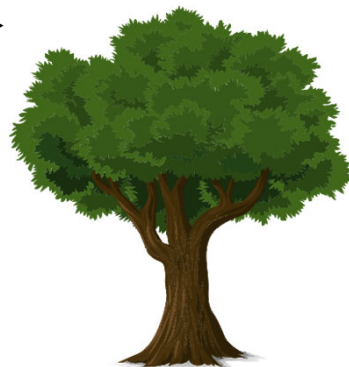
申込みURL: <https://bit.ly/48nxGiu>



<申し込みサイト>

プログラム

1. 電力事業者による広告の実態
菅原 怜 (気候ネットワーク)
 2. アンモニア混焼・石炭火力発電は「CO2の出ない火力」?
伊東 宏 (気候ネットワーク)
 3. 環境広告ガイドライン、景表法からみた広告のあり方
小島 寛司 (弁護士・環境法律家連盟事務局長)
 4. グリーンウォッシュ広告に対するJAROの役割と責務(仮題)
藤井 良広 (一般社団法人環境金融研究機構代表理事)
- コーディネーター 浅岡 美恵 (気候ネットワーク理事長・弁護士)



【活動報告】ワタシのミライ、代々木公園に8000人 再エネ100%と公正な社会をめざして

9月18日、代々木公園にて脱原発や脱化石燃料で再エネ100%を目指す大規模集会とマーチが行われました。参加者はのべ8000人。横須賀からもシロクマとともに参加しました!



気候ネットワークブースで横須賀のシロクマ君も大活躍。

編集後記

横須賀火力発電所前では毎月1日の反対アクション、スルガ銀行前での月1回のビラ配り、毎週金曜日夕方の駅前アクションなど粘り強く繰り広げている方たちには、本当に頭が下がる思いがします。最近、また大学生が参加してくれるという話も聞いて心強いと思う反面、未来世代に大きなツケを回している大人の責任を痛感します。(ももい)